宮崎県公報

令和８年11月５日（木曜日）　第 760 号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　１年　64,800 円

目　次

頁

告　示

○保安林の指定……（自然環境課）１

公　告

○ふぐ処理師試験の実施……（衛生管理課）１
○地域森林計画の案の縦覧……（森林経営課）２
○地域森林計画の変更の案の縦覧……（森林経営課）２
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……（農村整備課）２
○落札者等の公告……２

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正……２

告　示

宮崎県告示第 771号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和８年11月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　保安林の所在場所　東臼杵郡椎葉村大字不土野字浅薮1716－５、1716－15

２　指定の目的　水源の涵養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

宮崎県ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、令和８年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和８年11月５日

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

１　試験の日時

令和９年１月25日（月曜日）及び１月26日（火曜日）

２　試験の場所

宮崎市宮崎駅東１丁目６－２　宮崎市保健所

３　試験の種類、科目、日程及び時間

種類	科目	日程	時間
学科試験	食品衛生に関する知識（ふぐに関する一般知識を含む。）	１月25日（月曜日）	午前10時から午前11時まで
実技試験	ふぐの種類鑑別	１月25日（月曜日）	午前11時15分から正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び食用適否判断	１月25日（月曜日）	午後０時30分から午後５時までのうち約１時間
		１月26日（火曜日）	午前10時から午後５時までのうち約１時間（受験者数次第では、25日のみとなることがある。実技の日時については、後日送付する受験票で通知する。）

4　受験手数料
　7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
5　受験願書の受付期間
　令和８年11月16日（月曜日）から11月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時から午後５時まで）
6　受験願書の提出先
　受験者の住所地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
7　提出書類
⑴　ふぐ処理師試験受験願書　２通
⑵　写真（最近３月以内に撮影した正面脱帽半身像で、縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自署したもの）　１葉
⑶　受験票及び写真票（返信用85円切手を貼付）　１通
8　受験票の交付
　受験票は、試験日から１週間前までに郵送で交付する。
9　受験者心得
⑴　試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
⑵　持参するもの
　受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ（トラフグ）、包丁、白衣等の作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい
10　その他
⑴　実技試験用のトラフグは、大きさが 800グラム以上のものであること。
⑵　合格発表は、令和９年２月３日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所の掲示板及び県庁ホームページにて掲示する。
⑶　受験手続その他不明な点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7076）に問い合わせること。

森林法（昭和26年法律第 249号）第５条第１項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
令和８年11月５日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　森林計画区の名称
　一ツ瀬川森林計画区
2　縦覧場所
　宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県児湯農林振興局
3　縦覧期間
　令和８年11月５日から令和８年12月１日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第５条第５項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
令和８年11月５日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　森林計画区の名称
　大淀川森林計画区、五ヶ瀬川森林計画区、耳川森林計画区
2　縦覧場所
　宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県西臼杵支庁
3　縦覧期間
　令和８年11月５日から令和８年12月１日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。
令和８年11月５日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
令和８年11月５日
宮崎県知事　河　野　俊　嗣
1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　都城警察署庁舎建設に係る設計業務
2　契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
　宮崎県警察本部警務部施設装備課施設係
　宮崎県宮崎市旭１丁目８番28号
3　随意契約の相手方を決定した日
　令和８年10月６日（火）
4　随意契約の相手方の氏名及び住所
　山下設計・団建築設計業務共同企業体
　　福岡県福岡市博多区御供所町３番21号
　　株式会社山下設計九州支社
　　宮崎県都城市志比田町5751番地４
　　有限会社団一級建築設計事務所
5　随意契約に係る契約金額
　330,000,000円
6　随意契約によった理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号）第11条第１項第６号に基づく随意契約

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第61号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。
令和８年11月５日
宮崎県選挙管理委員会委員長　成　合　　修

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （令和８年10月26日現在）	市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （令和８年11月５日現在）

改正前

施設の名称	施設の所在地	収容見込人員
［略］		
都城市祝吉地区体育館	都城市千町4962番地	700
［略］		

改正後

施設の名称	施設の所在地	収容見込人員
［略］		
都城市祝吉地区体育館	都城市早水町4524番地１	750
［略］		